

協保発第 210707 - 01 号  
令和 3 年 7 月 7 日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋 一朗 殿

全国健康保険協会  
保健部長 安田 剛

### 特定健診・特定保健指導等の実施に関する広報等の依頼について

平素より、全国健康保険協会の事業運営につきまして格段のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当協会では、主に中小企業で働く方とそのご家族に対して、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防する観点から、特定健診及びその健診結果に応じた特定保健指導を実施しております。また、当協会で実施している特定健診に限らず、事業主が実施している事業者健診（定期健診）についても、その健診結果を基に特定保健指導を実施するため、当協会へご提供いただくこともお願いしております。

これらの取組と併せて、事業主とのコラボヘルス（健康宣言事業）を推進することにより、従業員の健康保持増進を一層図り、更には、従業員が健康になることにより、企業の生産性向上にも寄与するものです。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、以下の事項について会報誌やホームページ等に掲載いただくとともに各種会合などの折には会員の方々にご周知いただくなど、貴会のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、今後、協会支部が都道府県ハイヤー・タクシー協会に同様の依頼をさせていただきます予定としておりますので、都道府県ハイヤー・タクシー協会へのご周知についても重ねてお願い申し上げます。

#### 【ご協力いただきたいこと】

1. 特定健診・特定保健指導をはじめとする健康づくりを行っていただくこと
2. 事業者健診結果のデータをご提供いただくこと
3. 協会けんぽと事業所が連携した健康づくりの取組（コラボヘルス）を推進していただくこと

(お問い合わせ先)

〒160-8507

東京都新宿区四谷 1 丁目 6 番 1 号 YOTSUYA TOWER

全国健康保険協会本部 保健部保健第一グループ 西江

TEL : 03-6680-8853 FAX : 03-6680-8899

ご協力いただきたい事項について（健診受診など）

全国健康保険協会（以下、「協会」という。）では、特定健診・特定保健指導の実施率等の向上に向けた取組の一つとして、健診実施率等の底上げ等を図り加入者の健康保持増進を目的に、協会本部と支部が一体となって業界団体に働きかけることを実施しています。

具体的には主に次のことについて周知をお願いします。

【事業主・従業員の皆さまにご理解・ご協力をお願いしたい3つの取組】

1. 特定健康診査・特定保健指導をはじめとする健康づくり

定期的な健康診査と保健指導を受けることで、疾病の早期発見・重症化予防が可能となるとともに、将来の医療費の節約につながります。

（ポイント）

- ・ 会員事業所の従業員に健診を確実に受診いただくこと。
- ・ 健診結果により特定保健指導の対象となった際は、積極的にご活用いただくこと。

2. 事業者健診結果データの提供

協会けんぽで実施している特定健診に限らず、事業主が実施している事業者健診（定期健診）についても、その健診結果を当協会へ提供いただくことで、同様に特定保健指導を実施できる仕組みとなっています。

また、事業所の健康課題を見える化した「事業所カルテ」についても、当該健診結果を反映させて提供しており、健康課題を把握できます。

（ポイント）

- ・ 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果を協会に提供いただくこと。

3. 協会けんぽと事業所が連携した健康づくりの取組（コラボヘルス）の推進

協会けんぽでは、事業主のご協力を得て、事業所の健康度のアップにつながる取組を盛込んだ「健康宣言」事業を行っています。事業所の健康課題の把握には、「事業所カルテ」を確認することが一番の近道です。

（ポイント）

- ・ 健康宣言をしていただき、協会と連携した健康づくりに取り組んでいただくこと。